

第 3 章 資 料

凡 例

1. この日程表は、参議院議員通常選挙の執行事務手続中主要なものにつき、その概要を記載したものであるが、特に市区町村において処理すべき事務については、様式を附録として添付した。
2. この日程表に用いた法令は、次のとおり略称した。

法……………公職選挙法

令……………公職選挙法施行令

規……………公職選挙法施行規則

規程……………公職選挙法事務取扱規程

運規……………公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党

その他の政治団体の政治活動に関する規程

立規 立会演説会規程

3. 処理事項の初めの符号は下記のとおり区分した。

△ 地方選出議員関係事項

▲ 全国選出議員関係事項

○ その他の一般的処理事項

日 程 表

市 区 町 村			摘 要	
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令		
○ 市区町村の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当等について市区町村長と協議		自法 180の3		
○ 市区町村の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当及びその処理事務の分担と指導		法273		
○ 啓発計画の決定、実施		法6		
○ 公営の個人演説会施設の指定、報告及び費用の納付額の協議		法161 令121		
○ 個人演説会施設の使用予定表の作成		(令118)		
○ 個人演説会施設の使用に関する定の公表について、施設の管理者の指導				
○ 選挙執行計画の策定				
△ 立会演説会開催単位について県と協議		法153Ⅱ		
△ 立会演説会施設調書の提出				
○ 投票用紙等諸印刷物の受領保管				
○ 不在投票に関する事務従事者の指定及び投票記載場所等の設備		法49		
○ 投票管理者、同職務代理者及び開票管理者、同職務代理者の選任準備		法37 令24 法61 令67		
○ 選挙人の資格調査、選挙人名簿の修正表示		令18		
○ 投票所入場券等必要書類の印刷		令31		
○ 投票箱、点字器等選挙に使用する資材、器具等の点検整備				
△ ポスター掲示場設置数の減少承認申請		法144の2Ⅱ		
△ ポスター掲示場設置及び告示並びに県委員会に対する報告(図面とも)	29	法144の2 運規10の2		
△ ポスター掲示場の区画番号を定めるくじの日時場所の告示及びくじの実施並びに区画番号の記載	30	運規10の4		
○ 補充選挙人名簿の調製準備				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">参 考</div> <p>調製現定期日 6月10日(公示日)</p> <p>調 製 期 間 6月11日から 6月22日まで</p> <p>縦覧及び異議 6月23日から</p> <p>申 出 期 間 6月25日まで</p> <p>異議決定期限 6月27日</p> <p>確 定 期 日 6月28日</p>				

月 日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 10	木	0	24	<p>選挙期日の公示</p> <p>△ 選挙長及び同職務代理者の選任告示</p> <p>▲ 選挙分会長及び同職務代理者の選任告示</p> <p>△ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示</p> <p>○ 投票用紙、不在者投票用外封筒等に押すべき印の告示</p> <p>○ 投票及び開票の順序の告示</p> <p>○ 選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示</p> <p>○ 投票所内の氏名掲示に用いる用紙の規格の告示</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製要領の告示</p> <p>△ 立会演説会会場内の氏名掲示の用紙の規格を定める告示</p> <p>△ 立会演説会開催計画の告示</p> <p>△ 立会演説会参加申込受付開始</p> <p>△ 立候補受付開始 (立候補者の告示、通知の照会及び報告)</p> <p>△ 候補者に標旗、腕章、その他諸証明書類を交付</p> <p>○ 選挙会及び選挙分会の場所及び日時の告示</p> <p>▲ 全国区選出議員候補者の氏名掲示用紙の規格に関する告示</p> <p>○ 候補者は選挙運動開始</p> <p>○ 選挙事務所の設置及び異動届出受付開始</p> <p>○ 違反選挙事務所の閉鎖命令 (その都度)</p> <p>△ 出納責任者の選任及び異動届出受付開始</p> <p>△ 選挙公報掲載文申請受付開始</p> <p>○ 違反文書図面の撤去命令 (その都度)</p> <p>○ 推薦団体に対する確認書の交付開始</p> <p>○ 推薦団体による推薦演説会開催周知用ポスターの検印開始</p> <p>○ 政談演説会開催申出受付開始 (立札等表示証の交付)</p> <p>△ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始</p>	<p>法32 Ⅲ</p> <p>法75 令80 令81 〃</p> <p>法196</p> <p>規・各様式備考</p> <p>法76</p> <p>法175の2</p> <p>法27 Ⅲ</p> <p>法160</p> <p>法155</p> <p>法156の2</p> <p>法86 令92</p> <p>法78</p> <p>法175</p> <p>法129</p> <p>法130</p> <p>法134</p> <p>法180 法182</p> <p>法168</p> <p>法147</p> <p>法201の4</p> <p>法201の4</p> <p>法201の10 運規39の9 法197の2 令128の2</p>
				6. 11	金

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
○ 補充選挙人名簿調製現在期日		法26 I	
○ 不在者投票のための投票用紙、封筒等の交付場所の告示	2		
○ 不在者投票受付開始		法49 令5章	
○ 投票管理者及び同職務代理者の選任告示	7	法37 令24 令25	
○ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示	19	法61	
○ 開票立会人決定のくじを行う場所、日計の告示	21	令67 令68 法62	
▲ 候補者の氏名等の掲示を行なう場所の決定告示（全国区 1投票区につき1ヶ所）		法173 運規33	
○ 個人演説会開催申出受付開始		法163	
○ 選挙長（地方区）県委員会（全国区）から通知のあつた候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知	24	法164の2 令92	
○ 開票立会人届出受付開始		法62	
○ 違反文書図画の撤去命令	30	法147	
○ 投票所の告示（なるべく）	8	法41	
○ 開票の場所及び日時の告示（なるべく）	20	法64	
△ 立会演説会開催単位の告示（市）	32	立規1 II	
△ 候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付		令111の3	
○ 繰上投票に関する報告（関係市町村）	10	法56	
○ 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰り下げの承認申請	12	規程27 法40 規程19	
△ 個人演説会の開催申出を受理したものについては個人演説会場表示の立札の準備		法164の2	
△ ホスター掲示場に掲示後、法才86条才9項の規定により届出を却下し又は候補者が死亡し、若しくは法才91条若しくは法才103条才4項の規定に該当する		運規10の6	

月日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 11	金	1	23		
6. 12	土	2	22	△ 指定期日（6月11日）後の立会演説会参加申込受付開始 △ 同上の申込みがあつた場合、参加し得る立会演説会の日及び会場並びに演説順位の決定、告示、通知	法157 法157
6. 13	日	3	21	○ 立候補届出締切日	法86 I
6. 14	月	4	20		
6. 15	火	5	19	○ 繰上投票期日の決定告示、関係市区町村委員会に通知 ○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの承認及び市区町村委員会に通知	法56 令46 法40
6. 16	水	6	18	(▲ 選挙公報掲載申請最終日……中央選管)	法168
6. 17	木	7	17	△ 立会演説会の指導及び状況調査（その都度）	
6. 18	金	8	16	△ 立会演説会において演説を行なわなかつた場合順序を変更したときの演説の順序決定、告示、通知	法157の2
6. 19	土	9	15	△ 選挙公報掲載申請最終日 △ 選挙公報掲載文掲載順序のくじ ▲ 選挙公報掲載原稿（全国区）受領（於 自治省）	運規23 運規29

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
<p>に至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製開始</p>			
<p>△ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（関係市町村）</p> <p>○ 個人演説会開始</p> <p>△ 個人演説会場表示の立札の掲示（地方区のみ）</p> <p>△ 個人演説会の回数確認、報告（その都度）</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p>		<p>法 158</p> <p>法 164の2</p> <p>法 164の2</p> <p>運規 16</p>	
○ 補充選挙人名簿調製			
○ 補充選挙人名簿調製			
<p>△ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始（1開催単位50ヶ所以上）</p> <p>△ 立会演説会司会者の指定</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p>		<p>法 158</p> <p>立規 15</p>	
<p>○ 繰上投票期日について、投票管理者、開票管理者に通知</p> <p>○ 投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの告示及び投票管理者に通知</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p>	<p>11</p> <p>13 14</p>	<p>令 46</p> <p>法 40 II</p>	
<p>△ 立会演説会場の表示及び演説会場内における候補者の氏名、党派別の掲示</p> <p>△ 立会演説会開始、立会演説会の設備及び演説の司会並びに開催結果の報告（その都度）</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p>	34	<p>法 158 II</p> <p>法 159</p> <p>立規 3</p>	
<p>△ 立会演説会</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p> <p>○ 補充選挙人名簿縦覧告示</p>	3	<p>法 152</p> <p>法 27</p>	
<p>△ 立会演説会</p> <p>○ 補充選挙人名簿調製</p>		法 152	

月日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 20	日	10	14	○ 選挙公報印刷校正	
6. 21	月	11	13	○ 選挙公報印刷校正	
6. 22	火	12	12	○ 選挙公報印刷校正 ▲ 氏名揭示順序のくじ（午後6時選管事務室）	法174
6. 23	水	13	11	○ 選挙公報の印刷校正 ▲ 全国区氏名揭示用紙の印刷校正	
6. 24	木	14	10	△ 補充立候補受付最終日（全国区） △ 全国区氏名揭示用紙の印刷校正 ○ 選挙公報の印刷校正及び印刷完了	法86 V
6. 25	金	15	9	▲ 全国区氏名揭示用紙発送 ○ 選挙公報の発送（自動車）	
6. 26	土	16	8		
6. 27	日	17	7	▲ 全国区候補者の氏名等の揭示状況の調査	

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
△ 立会演説会 ○ 補充選挙人名簿調製		法 152	
△ 立会演説会 ○ 補充選挙人名簿調製		法 152	
○ 立会演説会 ○ 補充選挙人名簿調製最終日		法 152	
△ 立会演説会 ○ 補充選挙人名簿縦覧異議申出開始		法 152	
△ 立会演説会 △ 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行なう場所及び日時 の告示 ○ 補充選挙人名簿縦覧異議申出期間	27	法 152 運規 35 II	
▲ 全国区氏名掲示用紙受領 ▲ 全国区氏名掲示板の作成（本日以後に県委員会から通知のあつた候補者については、その到達順（到達が同時のときはくじで定める）に掲示することとなるのでこの点を考慮のうえ掲示板を作製すること。） ○ 補充選挙人名簿縦覧異議申出最終期限（午後 12 時まで異議申出受付） △ 立会演説会 ○ 選挙公報の受領		法 152	
▲ 候補者の氏名等掲示の準備 △ 立会演説会 ○ 選挙公報の配布（各有権者世帯） ○ 補充選挙人名簿異議決定期間		法 173 法 152 法 170	
▲ 全国区候補者の氏名等の掲示開始（1 投票区 1 ケ所） ▲ 氏名等の掲示後、法 86 条 9 項の規定により届出を却下し、又は候補者が死亡し、若しくは 91 条及び 103 条 4 項の規定に該当するに至つた旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかる部分を抹消すること。 ○ 繰上投票の場合は、投票所告示最終日 △ 立会演説会 ○ 補充選挙人名簿異議決定最終日	8	法 173 法 174 III 法 41 法 152	

月日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 28	月	18	6		
6. 29	火	19	5		
6. 30	水	20	4		
7. 1	木	21	3	<ul style="list-style-type: none"> △ 補充立候補受付最終日（地方区） ○ 選挙立会人、届出最終日 	法86 V 法76
7. 2	金	22	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰上投票期日（速報受理） ○ 選挙立会人選任のくじ 	法56 法76
7. 3	土	23	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動最終日 ○ 投票所準備状況の調査 ○ 当日有権者見込数の報告受理 	
7. 4	日	24	0	投票日、開票日 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所を設けた場所の入口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票及び開票状況の調査 ○ 投票、開票の中間及び決果の速報受理集計自治省に報告、発表 	法132 法134

月日	曜	経過日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
7. 5	日	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票未了市町村の開票状況調査 ○ 開票結果速報受理集計、報告、発表 ○ 開票結果報告の審査、受領 ○ 選挙に関する収支報告書の受付開始 	法189
7. 6	月	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果報告の審査受領 	
7. 7	火	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果の集計 ○ 選挙会、選挙分会の準備 	
7. 8	水	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙会、選挙分会の開催 △ 当選人の決定、選挙管理委員会に報告 △ 当選人に告知、当選人の住所氏名の告示 △ 当選証書の附与、及びその旨の告示 △ 当選等に関する報告（自治大臣） 	法80 法101 法101 法105 法108
7. 9 {	木 {	5 {	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙結果の整理 ▲ 選挙分会長は選挙長に選挙分会の結果を報告 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙の記録の作成 	法81

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
<input type="radio"/> 開票未了の市区町村は、開票事務処理、速報 <input type="radio"/> 開票結果報告（持参すること。） 市区にあつては直接に 町村にあつては地方書記室に			
<input type="radio"/> 開票結果報告 <input type="radio"/> 選挙事務の整理			
<input type="radio"/> 選挙事務の整理			
<input type="radio"/> 選挙事務報告			

参議院議員通常選

月	6															
日	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
経過日				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
逆算日	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
主	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← 選挙執行準備 (7/27 - 9/25) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (立候補届出期間) (10/10 - 10/24) → ← (補充立候補届出期間(地方区)) (10/10 - 10/20) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (補充選挙人名簿調製期間) (10/10 - 10/20) → ← (同上(全国区)) (10/10 - 10/20) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (立会演説会開催計画の告示(地方区)) (10/10 - 10/20) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (立会演説会参加申込期間) (10/10 - 10/11) → ← (立会演説会所属班及び演説順序のくじ) (10/10 - 10/11) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (選挙運動費用制限額の告示) (10/10 - 10/11) → ← (選挙公報掲載文申請期間(全国区)) (10/10 - 10/11) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (選挙公報掲載文申請期間) (10/10 - 10/11) → ← (選挙公報印) (10/10 - 10/11) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← (氏名掲示用紙の規格の告示) (10/10 - 10/11) → ← (公報掲載順序のくじ) (10/10 - 10/11) → ← (氏名のく) (10/10 - 10/11) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← { 選挙運動期間 (選挙事務所設置届 出納責任者選任届、個) (10/10 - 10/11) → </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> ← { 選挙立会人届出(県)、投票立会人の選任、開票立会人の (10/10 - 10/11) → </div>															
要																
処																
理																
事																
項																
摘																
要																

挙 主 要 日 程 一 覧 表

月											7 月						
23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
11	10	9	18	7	6	5	5	3	2	1	0						
											○ (選挙会) (選挙紛争)						
											(開票)						
縦覧及び異議申出期間											(開票結果報告)						
異議決定期間																	
											○ (補充選挙人名簿確定日)						
(立会演説会開催 (16日間32箇所))											投票日						
刷発送																	
											(選挙公報配布期間)						
掲示掲載順序 (全国区)											(候補者の氏名等の掲示期間) (全国区 1投票区 1箇所) ○ (氏名掲示の順序のくじ (地方区))						
人演説会の開催 申出及び開催、ポスター等の掲示)																	
届出 (市区町村) 期間											○ { 選挙立会人決定のくじ (県) 開票立会人決定のくじ (市区町村)						

2. 当 日 有

区 分 市郡名	昭和40年6月10日現在(公示日) 選挙人名簿登録人員			昭和40年6月28日確定 補充選挙人名簿登録人員			合 男	
	男	女	計	男	女	計		
福 岡 市	216,134	242,513	458,647	10,117	9,973	20,090	226,251	
久 留 米 市	41,718	50,324	92,042	1,306	1,398	2,704	43,024	
北 九 州 市	門司区	45,431	51,465	96,896	616	611	1,227	46,047
	小倉区	93,236	101,138	194,374	1,878	1,690	3,568	95,114
	若松区	30,701	34,377	65,078	367	361	728	31,068
	八幡区	106,010	111,715	217,725	1,380	1,357	2,737	107,390
	戸畑区	36,144	35,528	71,672	812	752	1,564	36,956
市 計	311,522	334,223	645,745	5,053	4,771	9,824	316,575	
大 牟 田 市	50,053	61,918	111,971	925	924	1,849	50,978	
大 直 方 市	16,429	19,406	35,835	356	414	770	16,785	
飯 塚 市	22,893	28,648	51,541	355	444	799	23,248	
柳 川 市	21,172	25,523	46,695	533	514	1,047	21,705	
山 田 市	12,606	15,465	28,071	247	275	522	12,853	
山 甘 木 市	5,275	6,626	11,901	97	90	187	5,372	
	11,972	14,871	26,843	139	142	281	12,111	
	10,704	13,276	23,980	192	265	457	10,896	
	10,618	12,954	23,572	195	231	426	10,813	
大 川 市	14,671	16,142	30,813	124	134	258	14,795	
行 橋 市	13,977	16,058	30,035	244	289	533	14,221	
	9,496	11,560	21,056	97	126	223	9,593	
中 間 市	9,635	10,950	20,585	352	380	732	9,987	
市 計	778,875	880,457	1,659,332	20,332	20,370	40,702	799,207	
	即日開票	30,818	37,790	68,608	484	622	1,106	31,302
	翌日開票	784,057	842,667	1,590,724	19,848	19,748	39,596	767,905
筑 早 郡	3,037	3,356	6,393	2,472	2,439	4,911	3,284	
	2,696	3,036	5,732	88	104	192	2,784	
	3,370	3,831	7,201	1,147	1,179	2,326	3,485	
	16,944	19,546	36,490	501	538	1,039	17,445	
遠 賀 郡	2,091	2,400	4,491	752	558	1,310	2,166	
鞍 手 郡	2,267	2,676	4,943	350	371	721	2,302	
	3,521	4,202	7,723	753	847	1,600	3,597	
	1,326	1,643	2,969	144	207	351	1,341	
	1,601	1,887	3,488	199	236	435	1,621	
	1,723	2,125	3,848	132	229	361	1,736	
三 井 郡	1,639	1,904	3,543	303	170	473	1,696	
	1,628	1,969	3,597	321	472	793	1,660	
	1,979	2,350	4,329	165	227	392	1,995	
	2,001	2,408	4,409	345	449	794	2,036	
三 池 郡	5,543	6,490	12,033	83	121	204	5,626	
田 川 郡	3,222	3,845	7,067	803	883	1,686	3,302	
	1,406	1,603	3,009	268	254	522	1,433	
	12,753	14,486	27,239	320	168	488	13,073	
郡 計	346,100	404,410	750,510	9,146	9,452	18,598	355,246	
	即日開票	346,100	404,410	750,510	9,146	9,452	18,598	355,246
翌日開票	-	-	-	-	-	-	-	
原 日 開票	1,124,975	1,284,867	2,409,842	29,478	29,822	59,300	1,154,453	
	3,769,18	4,422,00	8,191,18	9,630	10,074	19,704	3,865,48	
	7,480,57	8,426,67	15,907,24	19,848	19,748	39,596	7,679,05	

権者数調

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
女	計	男	女	計	男	女	計	
252,486	478,737	5,038	4,469	9,507	221,213	248,017	469,230	
51,722	94,746	410	352	762	42,614	51,370	93,984	
52,076	98,123	1,042	1,013	2,055	45,005	51,063	96,068	
102,828	197,942	2620	2309	4929	92,494	100,519	193,013	
34,738	65,806	439	390	829	30,629	34,348	64,977	
113,072	220,462	2,545	2,298	4,843	104,845	110,774	215,619	
36,280	73,236	943	764	1,707	36,013	35,516	76,529	
338,994	655,569	7,589	6,774	14,363	308,986	332,220	641,206	
6,284	113,820	782	784	1,566	50,196	62,058	112,254	
19,820	36,605	314	284	598	16,471	19,536	36,007	
29,092	52,340	427	387	814	22,821	28,705	51,526	
26,037	47,742	488	434	922	21,217	25,603	46,820	
15,740	28,593	85	83	168	12,768	15,657	28,425	
6,716	12,088	94	72	166	5,278	6,644	11,922	
15,013	27,124	129	180	309	11,982	14,833	26,815	
13,541	24,437	155	169	324	10,741	13,372	24,113	
13,185	23,998	185	232	417	10,628	12,953	23,581	
16,276	31,071	216	200	416	14,579	16,076	30,655	
16,347	30,568	276	311	587	13,945	16,036	29,981	
11,686	21,279	368	397	765	9,225	11,289	20,514	
11,330	21,317	281	259	540	9,706	11,071	20,777	
90,082	170,034	16,837	15,387	32,224	782,370	885,440	1,667,810	
38,412	69,714	708	798	1,506	30,594	37,614	68,208	
86,245	163,032	16,129	14,589	30,718	751,776	847,826	1,599,602	
3,600	68,847	1,071	887	1,958	31,772	35,117	66,889	
3,140	5,924	44	39	83	2,740	3,101	5,841	
4,010	74,864	875	975	1,850	33,979	39,035	73,014	
2,084	37,529	600	628	1,228	16,845	19,456	36,301	
2,258	44,623	683	597	1,280	20,982	22,361	43,343	
2,713	50,168	487	432	919	22,542	26,707	49,249	
4,275	78,847	953	696	1,649	35,019	42,179	77,198	
1,642	30,053	398	437	835	13,013	16,205	29,218	
19,111	35,323	312	314	626	15,900	18,797	34,697	
21,354	38,719	510	700	1,210	16,855	20,654	37,509	
19,218	35,914	148	188	336	16,548	19,030	35,578	
20,166	36,768	323	373	696	16,279	19,793	36,072	
23,734	43,689	302	347	649	19,653	23,387	43,040	
24,533	44,894	278	311	589	20,083	24,222	44,305	
6,611	12,237	66	77	143	5,560	6,534	12,094	
39,337	72,360	791	712	1,503	32,232	38,625	70,857	
16,292	30,622	234	219	453	14,096	16,073	30,169	
14,654	27,727	289	251	540	12,784	14,403	27,187	
41,386	76,910	8,364	8,183	16,547	34,688	40,567	75,256	
41,386	76,910	8,364	8,183	16,547	34,688	40,567	75,256	
-	-	-	-	-	-	-	-	
1,314,689	2,469,142	25,201	23,570	48,771	1,129,252	1,291,119	2,420,371	100%
452,274	838,822	9,072	8,981	18,053	377,476	443,293	820,769	33.91%
86,245	163,032	16,129	14,589	30,718	751,776	847,826	1,599,602	66.09%

区分 町村名	昭和40年6月10日現在(公示日) 選挙人名簿登録人員			昭和40年6月28日確定 補充選挙人名簿登録人員			合 男
	男	女	計	男	女	計	
筑紫野町	9,516	11,347	20,863	249	279	528	9,765
太宰府町	4,731	5,571	10,302	430	468	898	5,161
春日町	8,212	8,042	16,254	845	630	1,475	9,057
大野町	5,036	5,698	10,734	884	1,019	1,903	5,920
那珂川町	2,876	2,907	5,783	64	43	107	2,940
筑紫郡計	30,371	33,565	63,936	2,472	2,439	4,911	32,843
早良町	2,696	3,036	5,732	88	104	192	2,784
早良郡計	2,696	3,036	5,732	88	104	192	2,784
宇美町	4,772	5,561	10,333	140	137	277	4,912
篠栗町	3,801	4,528	8,329	149	145	294	3,950
志免町	4,687	5,356	10,043	97	116	213	4,784
須恵町	3,770	4,458	8,228	22	30	52	3,792
新宮町	2,587	2,961	5,548	76	68	144	2,663
志賀町	2,624	3,112	5,736	115	135	250	2,739
古賀町	5,508	6,213	11,721	403	391	794	5,911
久山町	1,949	2,187	4,136	40	55	95	1,989
粕屋町	4,009	4,455	8,464	105	102	207	3,873
粕屋郡計	33,707	38,831	72,538	1,147	1,179	2,326	34,854
宗像町	6,186	7,114	13,300	349	335	684	6,535
福間町	4,450	4,786	9,236	72	91	163	4,522
津屋崎町	3,074	3,815	6,889	28	33	61	3,102
玄海町	2,744	3,254	5,998	45	68	113	2,789
大島村	490	577	1,067	7	11	18	497
宗像郡計	16,944	19,546	36,490	501	538	1,039	17,445
芦屋町	5,170	5,143	10,313	295	89	384	5,465
水巻町	9,568	10,141	19,709	246	233	479	9,814
岡垣町	3,743	4,363	8,106	183	207	390	3,926
遠賀町	2,432	2,753	5,185	28	29	57	2,460
遠賀郡計	20,913	22,400	43,313	752	558	1,310	21,665
小鞍竹町	3,826	4,498	8,324	20	32	52	3,846
鞍手町	5,495	6,628	12,123	103	116	219	5,598
宮田町	10,201	11,835	22,036	146	147	293	10,347
若宮町	3,157	3,807	6,964	81	76	157	3,238
鞍手郡計	22,679	26,768	49,447	350	371	721	23,029
桂川町	5,437	6,252	11,689	372	402	774	5,809
稲築町	7,460	8,719	16,179	78	88	166	7,538
碓井町	2,056	2,580	4,636	22	26	48	2,078
嘉穂町	3,960	4,818	8,778	88	107	195	4,048
筑穂町	4,050	4,850	8,900	50	46	96	4,100
庄内町	2,316	2,796	5,112	45	61	106	2,361
願波町	7,506	9,199	16,705	50	60	110	7,556
嘉穂郡計	24,344	28,144	52,488	48	57	105	24,822
嘉穂郡計	35,219	42,028	77,247	753	847	1,600	35,972
杷木町	3,028	4,023	7,051	27	40	67	3,055
朝倉町	3,583	4,404	7,987	58	93	151	3,641
三輪町	2,482	3,082	5,564	29	26	55	2,511
夜須町	2,841	3,334	6,175	14	26	40	2,855
小石原村	511	609	1,120	0	2	2	511
宝珠山村	822	983	1,805	16	20	36	838
朝倉郡計	13,267	16,435	29,702	144	207	351	13,411
前原町	8,570	10,089	18,659	123	140	263	8,693
二丈村	3,255	3,899	7,154	43	56	99	3,298

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
女	計	男	女	計	男	女	計	
11,626	21,391	291	260	551	9,474	11,366	20,840	
6,039	11,200	104	96	200	5,057	5,943	11,000	
8,672	17,729	451	326	777	8,606	8,346	16,952	
6,717	12,637	164	150	314	5,756	6,567	12,323	
2,950	5,890	61	55	116	2,879	2,895	5,774	
39,004	68,847	1,071	887	1,958	31,772	35,117	66,889	
3,140	5,924	44	39	83	2,740	3,101	5,841	
3,140	5,924	44	39	83	2,740	3,101	5,841	
5,698	10,610	48	56	104	4,864	5,642	10,506	
4,673	8,623	70	83	153	3,880	4,590	8,470	
5,472	10,256	324	381	705	4,460	5,091	9,551	
4,488	8,280	142	170	312	3,650	4,318	7,968	
3,029	5,692	63	63	126	2,600	2,966	5,566	
3,247	5,986	66	76	142	2,673	3,171	5,844	
6,604	12,515	59	55	114	5,852	6,549	12,401	
2,242	4,231	41	33	74	1,948	2,209	4,157	
4,293	8,166	62	58	120	4,052	4,499	8,551	
40,010	74,864	875	975	1,850	33,979	39,035	73,014	
7,449	13,984	276	286	562	6,259	7,163	13,422	
4,877	9,399	166	161	327	4,356	4,716	9,072	
3,848	6,950	39	45	84	3,063	3,803	6,866	
3,322	6,111	92	102	194	2,697	3,220	5,917	
588	1,085	27	34	61	470	554	1,024	
20,084	37,529	600	628	1,228	16,845	19,456	36,301	
5,232	10,697	138	84	222	5,327	5,148	10,475	
10,374	20,188	420	408	828	9,394	9,966	19,360	
4,570	8,496	84	78	162	3,842	4,492	8,334	
2,782	5,242	41	27	68	2,419	2,755	5,174	
22,958	44,623	683	597	1,280	20,982	22,361	43,343	
4,530	8,376	110	97	207	3,736	4,433	8,169	
6,744	12,342	82	66	148	5,516	6,678	12,194	
11,982	22,329	247	236	483	10,100	11,746	21,846	
3,883	7,121	48	33	81	3,190	3,850	7,040	
27,139	50,168	487	432	919	22,542	26,707	49,249	
6,654	12,463	120	121	241	5,689	6,533	12,222	
8,807	16,345	318	150	468	7,220	8,657	15,877	
2,606	4,684	40	39	79	2,038	2,567	4,605	
4,925	8,973	70	55	125	3,978	4,870	8,848	
4,896	8,996	62	60	122	4,038	4,836	8,874	
2,857	5,218	69	52	121	2,292	2,805	5,097	
9,259	16,815	222	170	392	7,334	9,089	16,423	
2,871	5,353	52	49	101	2,430	2,822	5,252	
42,875	78,847	953	696	1,649	35,019	42,179	77,198	
4,063	7,118	145	136	281	2,910	3,927	6,837	
4,497	8,138	65	72	137	3,576	4,425	8,001	
3,108	5,619	59	63	122	2,452	3,045	5,497	
3,360	6,215	87	109	196	2,768	3,251	6,019	
611	1,122	21	29	50	490	582	1,072	
1,003	1,841	21	28	49	817	975	1,792	
16,642	30,053	398	437	835	13,013	16,205	29,218	
10,229	18,922	179	187	366	8,514	10,042	18,556	
3,955	7,253	61	58	119	3,237	3,897	7,134	

区分 町村名	昭和40年6月10日現在(公示日) 選挙人名簿登録人員			昭和40年6月28日確定 補充選挙人名簿登録人員			合 男
	男	女	計	男	女	計	
志摩村	4,188	4,887	9,075	33	40	73	4,221
糸島郡計	16,013	18,875	34,888	199	236	435	16,212
吉井町	5,161	6,290	11,451	50	77	127	5,211
田丸町	6,796	8,371	15,167	63	94	157	6,859
浮羽町	5,276	6,464	11,740	19	58	77	5,295
浮羽郡計	17,233	21,125	38,358	132	229	361	17,365
北野町	3,460	4,181	7,641	13	19	32	3,473
小郡町	7,289	8,147	15,436	257	94	351	7,546
太刀洗町	3,541	4,224	7,765	20	37	57	3,561
三善寺町	2,103	2,496	4,599	13	20	33	2,116
三井郡計	16,393	19,048	35,441	303	170	473	16,696
城島町	4,026	4,873	8,899	64	111	175	4,090
筑邦町	5,112	6,154	11,266	88	116	204	5,200
大三木町	3,765	4,556	8,321	87	125	212	3,852
三瀨町	3,378	4,111	7,489	82	120	202	3,460
三瀨郡計	16,281	19,694	35,975	321	472	793	16,602
黒木町	5,964	7,003	12,967	36	48	84	6,000
上陽町	1,848	2,183	4,031	6	9	15	1,854
立花町	4,743	5,511	10,254	43	75	118	4,786
広川町	4,159	5,023	9,182	43	55	98	4,202
矢部村	1,316	1,515	2,831	19	19	38	1,335
星野村	1,760	2,272	4,032	18	21	39	1,778
八女郡計	19,790	23,507	43,297	165	227	392	19,955
瀬高町	7,717	9,469	17,186	173	229	402	7,890
大三和町	5,484	6,448	11,932	109	146	255	5,593
三山橋町	4,743	5,756	10,499	55	61	116	4,798
山川村	2,072	2,411	4,483	8	13	21	2,080
山門郡計	20,016	24,084	44,100	345	449	794	20,361
高田町	5,543	6,490	12,033	83	121	204	5,626
三池郡計	5,543	6,490	12,033	83	121	204	5,626
香春町	4,677	5,549	10,226	52	54	106	4,729
添田町	3,741	6,991	12,732	98	112	210	5,839
金糸田町	2,370	2,854	5,224	52	60	112	2,422
川崎町	2,858	3,491	6,349	56	60	116	2,914
赤池町	8,170	9,563	17,733	355	373	728	8,525
赤方池町	2,996	3,592	6,588	79	109	188	3,075
大城町	2,218	2,663	4,881	29	28	57	2,247
赤任町	1,998	2,343	4,341	47	52	99	2,045
赤任村	1,192	1,408	2,600	35	35	70	1,227
田川郡計	32,220	38,454	70,674	803	883	1,686	33,023
苅田町	6,880	7,729	14,609	185	150	335	7,065
犀川町	3,383	3,912	7,295	37	49	86	3,420
勝山町	1,808	2,036	3,844	31	27	58	1,839
豊津町	1,991	2,361	4,352	15	28	43	2,006
京都郡計	14,062	16,038	30,100	268	254	522	14,330
椎田町	4,283	4,399	8,682	251	77	328	4,534
吉富町	2,065	2,448	4,513	14	6	20	2,079
筑城町	3,534	4,191	7,725	39	64	103	3,573
新吉富村	1,166	1,439	2,605	10	14	24	1,176
太吉村	1,705	2,009	3,714	6	7	13	1,711
上郡計	12,753	14,486	27,239	320	168	488	13,073

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数		
女	計	男	女	計	男	女	計
4,927	9,148	72	69	141	4,149	4,858	9,007
19,111	35,323	312	314	626	15,900	18,797	34,697
6,367	1,1578	50	76	126	5,161	6,291	11,452
8,465	1,5324	229	356	585	6,630	8,109	14,739
6,522	1,1817	231	268	499	5,064	6,254	11,318
21,354	38,719	510	700	1,210	16,855	20,654	37,509
4,200	7,673	33	42	75	3,440	4,158	7,598
8,241	1,5787	61	57	118	7,485	8,184	15,669
4,261	7,822	31	50	81	3,530	4,211	7,741
2,516	4,632	23	39	62	2,093	2,477	4,570
19,218	35,914	148	188	336	16,548	19,030	35,578
4,984	9,074	54	76	130	4,036	4,908	8,944
6,270	1,1470	92	73	165	5,108	6,197	11,305
4,681	8,533	130	170	300	3,722	4,511	8,233
4,231	7,691	47	54	101	3,413	4,177	7,590
20,166	36,768	323	373	696	16,279	19,793	36,072
7,051	1,3051	64	72	136	5,936	6,979	12,915
2,192	4,046	23	37	60	1,831	2,155	3,986
5,586	1,0372	58	68	126	4,728	5,518	10,246
5,078	9,280	101	109	210	4,101	4,969	9,070
1,534	2,869	32	31	63	1,303	1,503	2,806
2,293	4,071	24	30	54	1,754	2,263	4,017
23,734	43,689	302	347	649	19,653	23,387	43,040
9,698	1,7588	122	140	262	7,768	9,558	17,326
6,594	12,187	59	76	135	5,534	6,518	12,052
5,817	1,0615	71	62	133	4,727	5,755	10,482
2,424	4,504	26	33	59	2,054	2,391	4,445
24,533	44,894	278	311	589	20,083	24,222	44,305
6,611	1,2237	66	77	143	5,560	6,534	12,094
6,611	1,2237	66	77	143	5,560	6,534	12,094
5,603	1,0332	102	88	190	4,627	5,515	10,142
7,103	1,2942	113	111	224	5,726	6,992	12,718
2,914	5,336	120	127	247	2,302	2,787	5,089
3,551	6,465	63	40	103	2,851	3,511	6,362
9,936	1,8461	223	165	388	8,302	9,771	18,073
3,701	6,776	72	71	143	3,003	3,630	6,633
2,691	4,938	49	57	106	2,198	2,634	4,832
2,395	4,440	34	39	73	2,011	2,356	4,367
1,443	2,670	15	14	29	1,212	1,429	2,641
39,337	72,360	791	712	1,503	32,232	38,625	70,857
7,879	14,944	69	75	144	6,996	7,804	14,800
3,961	7,381	81	68	149	3,339	3,893	7,232
2,063	3,902	53	42	95	1,786	2,021	3,807
2,389	4,395	31	34	65	1,975	2,355	4,330
16,292	30,622	234	219	453	14,096	16,073	30,169
4,476	9,010	100	64	164	4,434	4,412	8,846
2,454	4,533	69	74	143	2,010	2,380	4,390
4,255	7,828	74	75	149	3,499	4,180	7,679
1,453	2,629	14	12	26	1,162	1,441	2,603
2,016	3,727	32	26	58	1,679	1,990	3,669
14,654	27,727	289	251	540	12,784	14,403	27,187

3. 参議院議員通常選挙啓発対策要綱

(1) 目 標

参議院議員通常選挙は、従来他の選挙に比し、低調気味であつたことにかんがみ、全国の有権者のすべてが良識の府としての参議院の性格およびその国政上に占める重要性を認識し、自由な意志に基づく自覚ある投票を行なうことを目標として、全国的な運動を強力に展開するものとし、その趣旨を端的に表わすために、この運動を「明るい選挙総参加運動」と定める。

(2) 運動のすすめ方

ア 新聞社、日本放送協会、民間放送局などの報道放送機関および公明選挙連盟、公明選挙推進協議会その他民間のこの運動の推進団体ならびに公明選挙運動推進員その他のこの運動に理解と熱意を持つ有志に対して、国および地方公共団体は、積極的に協力提携を求めて、全国的な運動をすすめるものとする。

イ 明るい選挙参加運動推進本部の設置

中央に、参議院議員通常選挙の啓発対策について連絡協議をするため、日本新聞協会、日本放送協会日本民間放送連盟その他報道放送機関、公明選挙連盟などの民間のこの運動の推進団体およびこの運動に理解と熱意を有する学識経験者ならびに総理府、法務省、文部省、警察庁、中央選挙管理会および自治省の関係者の参加を求めて、明るい選挙総参加運動推進本部を設置する。

地方においても、その実情に応じ、これに準ずる措置をとるものとする。

ウ 「明るく正しい参議院選挙」強調月間の設置

昭和40年5月が普通選挙制度施行40周年でもあるので、この月を「明るく正しい参議院選挙」強調月間として、この期間において、以下の諸行事を重点的にとりあげ、しかも全国一斉に強力に行ないこの運動の目標達成を図る。

なお、本年は、婦人参政20周年にも当るので婦人が参政権を得たことの意義などについても、あわせて啓発するとともに、この月間の諸行事について積極的な参加を求める。

(3) 運動の内容

ア 報道放送機関による啓発

新聞社、日本放送協会、民間放送局などの報道放送機関が世論喚起に対して果す役割が極めて大きいので、これに対して、情報、資料の提供を積極的に行なうとともに、選挙期間前から協力を求めて、「明るい選挙総参加運動」の趣旨の徹底を図るものとする。

イ ポスターの作成掲示

中央でポスターを作成し、銀行、百貨店その他の協力を得て効果的な場所に掲示するとともに、そのデザインを選挙管理委員会はもちろん国、地方の行政機関および関係団体が発行配布する広報紙誌などの印刷物などにも掲示するよう依頼する。

ウ パンフレットなどの作成

選挙法をわかり易く解説したパンフレット、リーフレットなどを作成して全国の公明選挙運動推進関

係者に配布し、また各世帯に回覧するなどによつて選挙法を周知せしめ、悪質な選挙違反の追放を期するとともに、有権者が法律を知らないために選挙違反にとわれることのないよう啓発につとめる。

エ 映画、スライド等の上映、電光ニュースの利用、懸垂幕、立看板等の設置

中央において、映画、スライドを作成し、地方に配布して、映画館等において上映するとともに、中央、地方において、電光ニュースの利用を図り、また懸垂幕立看板等を目抜き場所に設置して、この運動の趣旨の徹底を図る。

オ 「明るい選挙総参加運動推進大会の開催」

「明るく正しい参議院選挙」強調月間を中心にして中央地方において「明るい選挙総参加運動」推進大会を開催して、有権者がこぞつて明るい選挙に参加しようという気運を盛り上げる。

カ 講演会パレードなどの実施

上述の推進大会にあわせて、各国各地において、講演会、弁論大会、演劇発表会、一日選管委員長などの行事を実施し、とくに主要都市においては、報道放送機関と提携したパレードを実施する。

キ 歌、標語などの募集

明るく正しい選挙を呼びかける親しみ易い歌、標語、キャッチフレーズなどを全国から募集する。

ク 有線放送、広報車、ビラ、チラシ等による啓発

地方においては、選挙前、選挙当日にわたり、有線放送、広報車の動員、ビラ、チラシの配布等をくりかえすことにより、明るい選挙に全有権者が参加するムードを醸成する。

ケ その他

地方の実情に応じ、「参議院選挙白バラ運動」、「良識の府へ良識ある代表者を送る運動」「選挙法を守る運動」「買収供応追放運動」「投票の自由を守る運動」「候補者の弱みにつけこまない運動」などを展開するとともに、候補者に対する白バラ贈呈、ステッカー、パンフレット、壁新聞、風船を配布又は掲示するなど多面的な方法を用いて、明るい選挙総参加運動の気運の浸透を図る。

(4) 経 費

以上の運動を推進するため、国費6億円（自治省4千万円、公明選挙連盟、選挙管理委員会などの委託費5億6千万円）を充てる。

(参 考)

参議院議員通常選挙公明化対策スケジュール

時 期	事 業 項 目	事業主体
昭和40年1月	・歌、標語、キャッチフレーズの募集	中 央
2月	・報道放送機関その他に対する協力提携依頼	中央、地方
3月	・明るい選挙総参加運動推進本部発足 ・歌、標語、キャッチフレーズの入選発表	中央、地方 中 央

時 期	事 業 項 目	事業主体
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター（50万枚）、ステッカー、チラシ、パンフレット、壁新聞（5万枚）などの作成 ・ソノシート、テープの作成 	中央、地方
5 月	（強調月間） <ul style="list-style-type: none"> ・推進大会、パレード、講演会、弁論大会、演劇発表会、一日選管委員長、などの開催 ・ポスター壁新聞の掲示、ステッカー、パンフレット、ソノシート、テープの利用 	中央、地方
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、放送の広告、有線放送、広報車などの啓発・映画、スライドの上映、電光ニュースの利用、懸垂幕立看板等の設置 ・候補者に対する白バラ贈呈、風船の配布、ソノシート、テープの利用、ポスター、ステッカー、壁新聞の掲示、パンフレット、ピラチランの配布 ・交通広告の実施 	地方
		中央

（注）この期間の常時啓発活動（話しあい、学級講座などによる啓発活動）は、重点的に参議院議員通常選挙の啓発にふりむけるものとする。

4. 参議院議員選挙臨時啓発事業計画

(1) 四者協議会

県警本部、地方検察庁、推進協議会、県選管の四者において参議院選挙を正しく推進するための対策を協議し四者共同声明を発表した。

開催日場所 5月26日 黒田荘

(2) 明るく正しい選挙推進本部

明るく正しい選挙を強力に展開するため「明るく正しい選挙推進本部」を設置し、適切な運動方法等について協議し、声明を発表した。

開催日場所 4月10日 三和ビル地下会議室

(3) 報道機関との協議会

報道機関関係者と情報等を交換し、報道放送対策について協議した。

開催日場所 5月22日 県庁内記者クラブ

(4) 明るく正しい選挙推進大会

参議院選挙を明るく正しい選挙にするため、市町村選管、推進協等関係者を集め、強力な推進の実現を要請し、その席上宣言決議を行なった。

開催日 5月6日

場 所 福岡市民会館

参集人員 1,300人

(5) 広報車による啓発

6月10日～6月14日 19日～20日

6月22日～23日
6月29日～7月3日 }の2週間で全県下を広報車により啓蒙宣伝を行なう。

使用車 広報室広報車

(6) 啓発ポスター掲示

啓発用ポスター10,000枚を印刷し、市町村の選管に配付するとともに国鉄の駅、車内吊596枚および西鉄の駅、車内吊1,610枚を掲示する。

(7) 広告塔広告板による啓発

明るく正しい選挙を呼びかけるため、5月7日から県庁前に大広告板を設置し、6月10日から小倉駅前、博多駅前および久留米市小頭町公園に広告塔を設置し啓発にあたっている。

(8) 懸垂幕による啓発

懸垂幕（公約へ念を押したい投票日）を作製し、各市区役所の21ヶ所、各地方書記室12ヶ所デパート12ヶ所に懸垂して明るく正しい選挙の呼びかけを行なっている。

(9) テレビ、ラジオによる啓発

テレビ、ラジオのスポット放送を利用して明るく正しい選挙を呼びかけ

テレビ登録の申出告知 6月3日から6月9日まで11回

投票日等の告知 6月10日から7月4日まで19回
放送局名 RKB KBC TNC 1放送局当り10回
幹事局 KBC (3社共同)
ラジオ……登録の申出告知6月3日から6月6日まで10回
投票日等の告知6月10日から7月4日まで20回
放送局名 RKB、KBC
幹事局 KBC (2社共同)

- (10) 飛行機による啓発
セスナ機により6月10日7月2日から7月4日の4日間空から明るく正しい選挙を呼びかける。
- (11) 候補者に白バラ贈呈
立候補受付の際、立候補者に2個づつ白バラを贈り明るく正しい選挙の協力を願った。
- (12) ビニールポスターによる啓発
6月19日から県下の営業用乗用自動車2,800台にビニールポスターを後部トランクに取付け、投票日等の周知を行なう。
- (13) バッチによる啓発
ポリバッチ1,200個、白バラバッチ3,210回を作成し、選管職員、推進協議会委員等に着用させ明るい選挙の啓発を行なう。
- (14) 街路樹による啓発
福岡市内目抜き通り474本の街路樹に「明るい選挙」「正しい選挙」948枚のポスターを巻きつけ明るく正しい選挙の呼びかけを行なっている。
- (15) 電車外側看板による啓発
6月15日から7月4日まで北九州市内9台、福岡市内9台の電車を利用し外側に(参議院選挙7月4日)を掲示して啓発にあたっている。
- (16) 動物による啓発
6月22日動物園の象を利用し小笹団地で、6月26日チンパンジーを利用して天神町で明るく正しい選挙の呼びかけを行なう。
- (17) うちわによる啓発
立会演説会を県下32会場で行なうので、この立会演説会の入場者(1会場300本)1人に1本のうちわを配布し、明るく正しい選挙の啓発を行なう。
- (18) 新聞による啓発
投票日の前日の夕刊を利用して投票日の告知を行なう。
- (19) リーフレットによる啓発
参議院議員選挙特集号を15,000部印刷し、県下の7世帯に1部の割りで配布している。

(1) 啓 発 日 程

事項名	日 程		摘 要
	6月	7月	
広 報 車	○	○	6月4日配布 一般配布 公営掲示場掲示
ポ ス タ ー	○	○	
広 告 塔、 広 告 板	○	○	
懸 垂 幕	○	○	
テ レ ビ、 ス ポ ッ ト	○	○	
ラ ジ オ、 ス ポ ッ ト	○	○	
飛 行 機	○	○	
白 バ ラ	○	○	
ビ ニ ー ル、 ポ ス タ ー	○	○	
バ ッ チ	○	○	
街 路 樹	○	○	
紙 帽 子	○	○	
動 物 に よ る 啓 発	○	○	
電 車 外 側 看 板	○	○	
う ち わ 告	○	○	
新 聞 広 告	○	○	
リ ー フ レ ッ ト	○	○	

(2) 啓 発 の 概 要

事 項	時 期	数 量	実 施 の 概 況
ポ ス タ ー	6/10~7/4	22,100 枚	公営掲示場用 1 種類
	6/25~7/4	1,890 ♯	車内吊 (西鉄、国鉄)
	♯	319 ♯	駅貼 (西鉄、国鉄)
広 報 車	6/10~7/3	延 14 台	県下全域
広 告 板	期 間 中	1 枚	県庁前に掲示
広 告 塔	♯	3 個	小倉、博多駅前、久留米市小頭町公園に設置
懸 垂 幕	♯	46 本	各市役所、各地方書記室 デパートに掲示
テ レ ビ ス ポ ッ ト	♯	3 社 30 回	スポット放送 (RKB毎日、九州朝日、テレビ西日本)
ラ ジ オ ス ポ ッ ト	♯	2 社 30 ♯	♯ (RKB毎日、九州朝日)
飛 行 機	6/10/2~7/4	セスナ延 4 台	セスナによる拡声放送
白 バ ラ	6/10	14 個	地方区の各候補者に 2 個あて贈呈
ビ ニ ー ル ポ ス タ ー	6/18~7/4	2,800 枚	県下の営業用自動車の後部トランク掲示
バ ッ チ	6/17~7/4	15,210 ♯	白バラバッチ 3,210 個 ポリバッチ 12,000 個選挙事務従事者に着用させた。
街 路 樹	6/21~7/4	474 組	行街樹に取付掲示
紙 帽 子	6/20 6/26		街頭配布 (動物啓発と同時)
動 物 に よ る 啓 発	6/20~7/4		動物園の象、ロバを利用し 15 日間 テンパンジーを利用して天神町交差点で啓発
電 車 外 側 看 板	6/15~7/4	延 360 台	電車の外側を利用し、福岡市内、北九州市内で掲示 (西鉄)
う ち わ	6/17~7/2	10,000 本	各立会演説会場にて配付
新 聞 広 告	7/3	突出 2 段 7 社	投票日の告知
リ ー フ レ ッ ト	6/12~7/4	150,000 部	県下、7 世帯に 1 部の割で配布

5. 選挙事務報告例による各種報告調

(1) 開票結果に関する調

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新元前別	職業	法定得票数	供託物没収点	選挙運動法定費用額
○	剣木 享弘	349,600	男	63	自由民主党	前	東洋大学理事長			
○	柳田桃太郎	268,824	男	58	自由民主党	新	団体役員			
○	小野 明	263,062	男	45	日本社会党	新	団体役員			
	大橋 敏雄	220,564	男	39	公明党	新	政党役員			
	小宮市太郎	199,222	男	56	日本社会党	前	団体役員			
	八島 勝磨	104,078	男	39	日本共産党	新	政党役員			
	山田喜三郎	75,382	男	48	民主社会党	新	九州電力株式会社社員			

(2) 選挙人名簿登録人員数に関する調

名簿の種類	郡市別			郡 部			総 計			
	男女別	男	女	計	男	女	計	男	女	計
基本選挙人名簿		770,937	873,571	1,644,508	345,025	403,320	748,345	1,115,962	1,276,891	2,392,853
給員の基本選挙人名簿		105		105				105		105
整理名簿					33	35	68	33	35	68
補充選挙人名簿		28,165	27,256	55,421	10,188	10,507	20,695	38,353	37,763	76,116
合計		799,207	900,827	1,700,034	355,246	413,862	769,108	1,154,453	1,314,689	2,469,142

(3) 有権者数投票者数及び投票率に関する調

(1) 全国区

郡市別	男女別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率 (100.00%)
市区部	男	782,370	491,969	290,401	62.88
	女	885,440	550,992	334,448	62.23
	計	1,667,810	1,042,961	624,849	62.53
郡部	男	346,882	244,016	102,866	70.35
	女	405,679	262,908	142,771	64.81
	計	752,561	506,924	245,637	67.36
合計	男	1,129,252	735,985	393,267	65.17
	女	1,291,119	813,900	477,219	63.04
	計	2,420,370	1,549,885	870,486	64.04

(四) 地方区

郡市別	男女別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率 (100.00%)
市区部	男	782,370	492,059	290,311	62.89
	女	885,440	551,060	334,380	62.24
	計	1,667,810	1,043,119	624,691	62.54
郡部	男	346,882	244,025	102,857	70.35
	女	405,679	262,916	142,763	64.81
	計	752,561	506,941	245,620	67.36
合計	男	1,129,252	736,084	393,168	65.18
	女	1,291,119	813,976	477,143	63.04
	計	2,420,371	1,550,060	870,311	64.04

(4) 候補者の届出に関する調

(地方区)

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し辞退し又は却下された者の数			立候補届出縮切日現在における候補者の数	立候補届出縮切日経過後に死亡し辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者	死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計		
7		7				7							7

(5) 党派別男女別新前元別候補者数に対する調

(地方区)

新前元別	党派別	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	諸派	無諸属	合計	5表の差引合計	備考
		新	男	1	1	1	1	1			5
	女										
	計	1	1	1	1	1			5	5	
前	男	1	1						2	2	
	女										
	計	1	1						2	2	
元	男										
	女										
	計										
計	男	2	2	1	1	1			7	7	
	女										
	計	2	2	1	1	1			7	7	

(6) 職業別候補者数に関する調
(地 方 区)

教 育 家	宗 教 家	商 業	工 鉦 業	農 林 業	水 産 業	弁 護 士 (弁理士を含む)	計 理 士 (税理士を含む)	医 師 (歯科医を含む)	薬 劑 師	著 述 家	出 版 業	記 者	会 社 員 (重役を含む)	政 党 役 員	団 体 役 員	そ の 他 の 職 業	無 職	合 計	5 表 の 差 引 合 計
												1	2	3	1			7	7

(7) 年齢別候補者数に関する調
(地 方 区)

30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才 以 上	合 計	5 表 の 差 引 合 計
	2		2		2	1			7	7

(注) 最高年令 63才 最低年令 39才 平均年令 49才

(8) 選挙運動事務員の届出をした党派別候補者数に関する調

党派別 候補者数	事務員数					選挙運動事務 員の総数
	30人未満	30人以上 60人未満	60人以上 90人未満	90人以上 120人未満	120人以上 150人未満	
自民党候補者数	2					20
社会党	2					28
公明党	1					1
民社党	1					16
共産党	1					0
諸 派						
無所属						
計	7					65

(9) 党派別、男女別、新前元別当選人数に関する調

(地 方 区)

党派別 新前元別		自 民 党	社 会 党	公 明 党	民 社 党	共 産 党	諸 派	無 所 属	合 計	備 考
		新	男	1	1					
女										
計	1		1						2	
前	男	1							1	
	女									
	計	1							1	
元	男									
	女									
	計									
計	男	2	1						3	
	女									
	計	2	1						3	

(10) 職業別当選人数に関する調

(地 方 区)

教 育 家	宗 教 家	商 業	工 業	農 業	水 産 業	弁 護 士 (弁理士を含む)	計 理 士 (税理士を含む)	医 師 (歯科医を含む)	薬 剤 師	著 述 業	出 版 業	記 者	会 社 員 (重役を含む)	政 党 役 員	団 体 役 員	そ の 他 の 職 業	無 職	合 計	10表の 当選人数
															2	1		3	3

(11) 年齢別当選人数に関する調

(地 方 区)

30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才以上	合 計	10表の 当選人数
			1		1	1			3	3

(注) 最高年齢 63才 最低年齢 45才 平均年齢 55才

12 党派別男女別得票数に関する調

(イ) 全国区

党派別 男女別	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	諸派	無所属	合計	15表の 有効 投票数	備考
男	594 597,690	384 414,071	641 174,215	70,937	283 81,376	165 9,377	327 39,579	754 1,387,247		
女	651 13,149	729 24,683	2,017				29,001	380 68,851		
計	605 610,840	113 438,755	641 176,232	70,937	283 81,376	165 9,377	327 68,580	134 1,456,099	1,456,109	

(ロ) 地方区

党派別 男女別	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	諸派	無所属	合計	15表の 有効 投票数	備考
男	618,424	462,284	220,564	75,382	104,078			1,480,732		
女										
計	618,424	462,284	220,564	75,382	104,078			1,480,732	1,480,732	

13 落選人に関する調

(地方区)

定数 (A)	候補者数		定数に対 する候補 者数の比 率($\frac{B}{A}$)倍	落選人数 (C) + (D)	落選人数の内訳		
	立候補者 総数	選挙当日 の候補者 数(B)			法第95条第1項 但書の法定得票数 に達した者の数 (C)	法第95条第1項 但書の法定得票数 に達しない者の数 (D)	左記(D欄)の落選人 のうち法第93条 第1項の得票数に 達しない者の数
3	7	7	23	4	3	1	-

(14) 投票総数 有効投票数及び無効投票数等に関する調

区 分	投票総数(A)	有効投票数(B)	無効投票数(C)	無効投票率 $\left(\frac{C}{A}\right)$ (100.00%)
全国区	1,549,434	1,456,109	93,325	6.02
地方区	1,549,934	1,480,732	69,202	4.46

(15) 有効投票に関する調

区 分	法第68条の2第1項以外の投票数	法第68条の2第2項によつて按分した投票数						いずれの候補者にも属しないもの	合計	
		按分したものの総数	左 記 の 内 訳							
		氏名を記載したもの	氏を記載したもの	名を記載したもの	その他	小計	按分の際切捨てた票数			
全国区	1,439,195	16,905		45,959 16,499	406		16,905	0.866	9	1,456,109
地方区	1,480,732									1,480,732

(16) 無効投票に関する調

区 分	正用規いのな紙をの	候補者の氏名をの	候補者となしこのと氏の	名氏の上の記候補し者た	二の人の記候補し者た	も氏の名を記候補し者た	被補した者の名を記候載	候かた補し他の事氏を記の載ほし	候書補し他の氏名を自	候載難補し他のかの人確を認記し	白たものま投票し	単たにも雑事を記載し	単載した符号を記	そ の 他	合 計	
全国区	29	53,320		360		470	1	4,795	18,542	8,023	7,771	14	93,325			
地方区	32	48,126		538		776	1	2,531	9,232	4,071	3,877	18	69,202			
摘 要	その他の内訳		全国区	イ 名刺紙片貼付したもの	9	地方区	イ 名刺紙片を貼付したもの	11	ロ 印鑑を押捺したもの	2	ロ 印鑑を押捺したもの	1	ハ ふざけたもの	3	ハ ふざけたもの	6

(17) 仮投票に関する調

区分	郡市別	総数	事由による内訳		受理、不受理による内訳	
			投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかつたもの
全国区	市区部	—				
	郡部	—				
	計	—				
地方区	市区部	—				
	郡部	—				
	計	—				

(18) 点字投票に関する調

区分	郡市別	総数	内訳	
			有効	無効
全国区	市区部	305	281	24
	郡部	91	81	10
	計	396	362	34
地方区	市区部	305	287	18
	郡部	91	84	7
	計	396	371	25

(19) 代理投票に関する調

区分	郡市別	総数	身体障害	文盲	計
全国区	市区部	3,439	830	2,609	3,439
	郡部	2,425	389	2,036	2,425
	計	5,864	1,219	4,645	5,864
地方区	市区部	3,435	831	2,604	3,435
	郡部	2,423	389	2,034	2,423
	計	5,858	1,220	4,638	5,858

(2) 不在者投票の事由に関する調

(イ) 全国区

(1) 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付したもの等に関する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求			交	
		直接	郵便	合計 (交付欄の合計と一致)	直接	郵送
法第49条 第1号 該当者	市区部	5,801	749	6,550	5,801	744
	郡部	2,566	374	2,940	2,561	374
	計	8,367	1,123	9,490	8,362	1,118
法第49条 第2号 該当者	市区部	1,609	343	1,952	1,609	343
	郡部	990	1,161	2,151	1,010	1,125
	計	2,599	1,504	4,103	2,619	1,468
法第49条 第3号 該当者	市区部	6,292	7,294	13,586	6,291	7,282
	郡部	1,341	4,346	5,687	1,465	4,203
	計	7,633	11,640	19,273	7,756	11,485
法第49条 第4号 該当者	市区部	110		110	110	
	郡部	3	1	4	3	1
	計	113	1	114	113	1
法第49条 第5号 該当者	市区部	82	706	788	82	704
	郡部	51	150	201	51	150
	計	133	856	989	133	854
合計	市区部	13,894	9,092	22,986	13,893	9,073
	郡部	4,951	6,032	10,983	5,090	5,853
	計	18,845	15,124	33,969	18,983	14,926

(2) 指定市町村において他市町村の船員に不在者投票用紙を交付したもの等に関する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求			交	
		直接	郵便	合計 (A) (Bと一致)	直接	郵送
法第49条 第1号 該当者	市区部	614		614	614	
	郡部					
	計	614		614	614	
法第49条 第2号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第3号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第4号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第5号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
合計	市区部	614		614	614	
	郡部					
	計	614		614	614	

付			票				
計 (投票欄の計 と一致)	交付を拒 絶したも の	合 計 (投票欄の計 と一致)	投票したも の (A)	投票しなか つたもの	計 (交付欄の 計と一致)	船員で指定市 町村から不在 者投票用紙の 交付を受けて 投票したも(B)	合 計 (A) + (B) (21表22 表の合計 と一致)
6,545	5	6,550	6,364	181	6,545	604	6,968
2,935	5	2,940	2,836	99	2,935	40	2,876
9,480	10	9,490	9,200	280	9,480	644	9,844
1,952		1,952	1,916	36	1,952		1,916
2,135	16	2,151	2,071	64	2,135		2,071
4,087	16	4,103	3,987	100	4,087		3,987
13,573	13	13,586	13,354	219	13,573		13,354
5,668	19	5,687	5,519	149	5,668		5,519
19,241	32	19,273	18,873	368	19,241		18,873
110		110	110		110		110
4		4	4		4		4
114		114	114		114		114
786	2	788	666	120	786		666
201		201	162	39	201		162
987	2	989	828	159	987		828
22,966	20	22,986	22,410	556	22,966	604	23,014
10,943	40	10,983	10,592	351	10,943	40	10,632
33,909	60	33,969	33,002	907	33,909	644	33,646

付		
計	交付を拒絶 したもの	合 計 (Aと一致)
614		614
614		614
614		614
614		614

(ロ) 地方区

(1) 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付したものに等に関する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求			交	
		直接	郵便	合計 (交付欄の合計と一致)	直接	郵送
法第49条 第1号 該当者	市区部	5,801	749	6,550	5,801	744
	郡部	2,566	374	2,940	2,561	374
	計	8,367	1,123	9,490	8,362	1,118
法第49条 第2号 該当者	市区部	1,609	343	1,952	1,609	343
	郡部	990	1,161	2,151	1,010	1,125
	計	2,599	1,504	4,103	2,619	1,468
法第49条 第3号 該当者	市区部	6,291	7,294	13,585	6,290	7,282
	郡部	1,342	4,344	5,686	1,466	4,201
	計	7,633	11,638	19,271	7,756	11,483
法第49条 第4号 該当者	市区部	110	—	110	110	—
	郡部	3	1	4	3	1
	計	113	1	114	113	1
法第49条 第5号 該当者	市区部	82	705	787	82	703
	郡部	53	148	201	53	148
	計	135	853	988	135	851
合計	市区部	13,893	9,091	22,989	13,892	9,072
	郡部	4,954	6,028	10,982	5,093	5,849
	計	18,847	15,119	33,966	18,985	14,921

(2) 指定市町村において他市町村の船員に不在投票用紙を交付したものに等に関する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求			交	
		直接	郵便	合計 (A) (B)と一致	直接	郵送
法第49条 第1号 該当者	市区部	613		613	613	
	郡部					
	計	613		613	613	
法第49条 第2号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第3号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第4号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
法第49条 第5号 該当者	市区部					
	郡部					
	計					
合計	市区部	613		613	613	
	郡部					
	計	613		613	613	

付			投 票				
計 (投票欄の計 と一致)	交付を拒 否したもの	合 計 (投票欄の 合計と一致)	投票したも の (A)	投票しなか つたもの	計 (交付欄の 計と一致)	船員で指定市 町村から不在 者投票用紙の 交付を受けて 投票したもの(B)	合 計 (A) + (B) (21表 22表 の合計と一致)
6,545	5	6,550	6,362	183	6,545	602	6,964
2,935	5	2,940	2,836	99	2,935	39	2,875
9,480	10	9,490	9,198	282	9,480	641	9,839
1,952	—	1,952	1,916	36	1,952		1,916
2,135	16	2,151	2,071	64	2,135		2,071
4,087	16	4,103	3,987	100	4,087		3,987
13,572	13	13,585	13,354	218	13,572		13,354
5,667	19	5,686	5,521	146	5,667		5,521
19,239	32	19,271	18,875	364	19,239		18,875
110		110	110	—	110		110
4		4	4	—	4		4
114		114	114	—	114		114
785	2	787	664	121	785		664
201		201	164	37	201		164
986	2	988	826	160	986		826
22,964	20	22,984	22,406	558	22,964	602	23,008
10,942	40	10,982	10,594	348	10,942	39	10,633
33,906	60	33,966	33,000	906	33,906	641	33,641

付		
計	交付を拒 絶したもの	合 計 (B) (A)と一致
613		613
613		613
613		613
613		613

(2) 不在者投票の受理、不受理に関する調

区分	都市別	投票管理に おいて受理と 決定し且つ拒 否の決定をし なかつたもの			投票管理に おいて受理と 決定した もの		合計	21表の (A) + (B)
		開票管理 に おいて 受理 と 決定 した もの	開票管理 に おいて 不 受理 と 決定 した もの	開票管理 に おいて 不 受理 と 決定 した もの	計			
全国区	市区部	22,989	13	12	25	23,014	23,014	
	郡部	10,623	1	8	9	10,632	10,632	
	計	33,612	14	20	34	33,646	33,646	
地方区	市区部	22,981	14	13	27	23,008	23,008	
	郡部	10,624	1	8	9	10,633	10,663	
	計	33,605	15	21	36	33,641	33,641	

(2) 不在者投票管理別不在者投票に関する調

区分	選挙人の属する市町村の選管委員長に対してなしたものの			業務地、旅行地又は居住地等の市町村の選挙委員長に対してなしたものの			船長に対してなしたものの			病院々長老人ホームの長又は国立保養所々長に対してなしたものの			監獄の長代用監獄の管理者に対してなしたものの			少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの			合計			21表の (A)+(B)
	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計				
全国区	10,174	4	10,178	1,725	2	1,727	1,590	8	1,598	1,981	236	2,004	97	97		33,397	250	33,647	33,647			
地方区	10,174	4	10,178	1,725	2	1,727	1,408		1,408	1,999	244	2,023	98	98		33,391	250	33,641	33,641			

(2) 投票所に使用した施設に関する調

市町村別	市町村数	投票所数	左記の内訳				借上料を要した投票所数
			市役所 町村役場	学校	公会堂	その他	
市区	20	464	9	320	32	103	74
町村	85	418	18	274	30	96	59
計	105	882	27	594	62	199	133

(24) 繰上投票の期日別投票区数に関する調

6月29日	6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	計	繰上投票をした市町村数
			4		4	

(25) 投票箱の送致に関する調

市町村別	投票の当日開票所に到着した投票所	投票の翌日開票所に到着した投票所	投票の翌々日以降開票所に到着した投票所	合計
市区	462	2		464
町村	418			418
計	880	2		882

(26) 開票区に関する調

市町村別	開票区数	左記の内訳													借上料を要した開票所数			
		市区町村の区域を二以上の開票区に分つた市町村の数										町村の区域を合せた開票区の数						
		二に分つたもの	三〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	十以上〃	計	二を合せたもの	三〃	四以上〃		計		
市区	56	8	3	2	2	2	3							48				3
町村	85	85																2
計	141	93	3	2	2	2	3							48				5

(27) 開票の期日に関する調

市町村別	開票所 総数	開票期日			摘要
		投票の当日開票した開票所数	投票の翌日開票した開票所数	投票の翌々日以降開票した開票所数	
市区	56	3	53		
町村	85	85	0		
計	141	88	53		

(28) 立会人に関する調

選挙別	市町村別	投票立会人数	開票立会人数	選挙立会人	選挙分会立会人	摘要
全国区	市区	(1,396)	388		1	
	町村	(1,260)	623			
	計	(2,656)	1,011		1	
地方区	市区	1,396	358			
	町村	1,260	487			
	計	2,656	845			

(29) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

選挙別	市町村別	投票管理者				投票所事務従事者					
		投票管理者	職務代理者	臨時に職務を管理した者	合計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
							吏員	その他の職員			
全国区	市区						4				4
	町村						6	4			10
	計						10	4			14
地方区	市区	464			464	36	4,647	939		210	5,832
	町村	415	12		427	206	3,893	853	20	77	5,049
	計	879	12		891	242	8,540	1,792	20	287	10,881

(30) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

選挙別	区分 市町村別	開票管理者				開票所事務従事者					
		開票 管理者	職務 管理者	臨時に 職務を 管掌し たもの	計	市町村 の選挙 管理委 員会の 書記	都道府県の職員		学校 職員	その他	計
							吏員	その他 職員			
全国区	市区	3			3		73	26			99
	町村	4	2		6	31	409	63		3	506
	計	7	2		9	31	482	89		3	605
地方区	市区	55	1		56	39	2,113	349		41	2,542
	町村	85	5		90	246	2,370	609		40	3,265
	計	140	6		146	285	4,483	958		81	5,807

(31) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙別	選挙長及び選挙分会長					選挙会及び選挙分会の事務従事者					
	都道府 県の選 挙管理 委員会 の委員 長	同左記 の委員	書記長	その他	計	都道府 県の選 挙管理 委員会 の書記 長及び 書記	都道府県の職員		学校 職員	その他	計
							吏員	その他 の職員			
全国区	1				1	5					5
地方区	1				1	5					5

(32) 選挙公報に関する調

区分	候補者数	公報掲載 申請期限	掲載申請 候補者数	配布 世帯数	各世帯に 配付を完 了するまで 要した日数	印刷 部数	印刷に 要した日 数	印刷所名	公報一部当 り印刷費(用 紙代を含む)
全国区	99	6月16日	97	1,070,600	10	1,075,000	5	夕刊フクニ チ新聞社	5円04銭
地方区	7	6月19日	7	1,070,600	10	1,075,000	5	夕刊フクニ チ新聞社	1円85銭

(33) 氏名等の掲示に関する調
(全国区)

掲示総数	市	町	村
882	464		418

(34) ポスター掲示場に関する調

(1) 基準別設置数調

区 分	1 千 人 未 満				1 千 人 以 上 5 千 人 未 満			5 千 人 以 上 1 万 人 未 満		1 万 人 以 上		計
	~2 km ²	2 km ² ~4 km ²	4 km ² ~8 km ²	8 km ² ~	~4 km ²	4 km ² ~8 km ²	8 km ² ~	~4 km ²	4 km ² ~	~4 km ²	4 km ² ~	
市 区	投票所数	12	5	5	15	222	59	40	91	14	1	464
	掲示場設置数	57	31	35	111	1,556	470	360	782	126	9	3,483
町	投票所数	19	14	26	44	100	85	99	1	9		397
	掲示場設置数	92	82	155	326	709	680	861	8	79		2,992
村	投票所数		2	3	10		3	3				21
	掲示場設置数		12	21	74		16	52				175
計	投票所数	31	21	34	69	322	147	142	92	23	1	882
	掲示場設置数	149	125	211	511	2,265	1,166	1,273	736	205	9	6,650

(2) 市区町村別掲示場設置一覧

市 名	区 分	投 票 区 数	法 定 設 置 数	減 少 承 認 数	実 際 の 設 置 数	町 村 名	投 票 区 数	法 定 設 置 数	減 少 承 認 数	実 際 の 設 置 数	
市	福 岡 久 留 米	87	676		676	筑 紫 郡	筑紫野町	11	89	9	80
		29	215		215		太宰府町	2	18		18
	北九州 市	門司区	30	214		214	春日町	4	30		30
		小倉区	54	408	7	401	大野町	3	26		26
		若松区	20	147		147	那珂川町	6	46	2	44
		八幡区	45	350		350	小計(5)	26	209	11	198
		戸畑区	12	92		92	早良郡	早良町	5	42	5
	計	161	1,121	7	1,204	粕 屋 郡		宇美町	3	25	
	大 牟 田 直 飯 田 柳	32	232		232		篠栗町	4	32	6	26
		15	115		115		志免町	3	21		21
		25	173		173		須恵町	2	16		16
		15	111		111		新宮町	3	22		22
		11	85		85	志 賀 郡	志賀町	5	30		30
	山 甘 八 筑 大	4	30		30		古賀町	5	34		34
		16	130	5	125		久山町	2	18		18
10		74		74	粕屋町		2	16		16	
14		100		100	小計(9)		29	314	6	208	
9		66		66	宗 像 郡	宗像町	6	53		53	
行 豊 中 市	11	88		88		福岡町	5	40		40	
	16	125		125		津島町	4	31		31	
	9	64		64		玄海町	5	39	2	37	
						大島村	1	9		9	
	計	464	3,495	12	3,483	小計(5)	21	172	2	170	

区分		投票数	法定設置数	減少承認数	実際の設置数	区分		投票数	法定設置数	減少承認数	実際の設置数	
町村名	町村名											
遠賀郡	芦屋町	3	21		21	八女郡	黒木町	14	109	5	104	
	水巻町	5	36		36		上陽町	6	47	2	45	
	岡垣町	4	35		35		立花町	9	71		71	
	遠賀小計(4)	16	121		121		広川村	4	34		34	
鞍手郡	小竹町	4	27	1	26	山門郡	星野村	4	33		33	
	鞍手町	8	58		58		小計(6)	42	329	7	322	
	宮田町	9	67		67		瀬高町	10	72		72	
	若宮小計(4)	27	202	6	195		大和町	7	49		49	
嘉穂郡	桂川町	7	51		51	三池郡	三橋町	6	40		40	
	稲築町	7	50		50		山川村	2	18		18	
	碓井町	2	15		15		小計(4)	25	179		179	
	嘉穂町	7	55	7	49		高田町	6	48		48	
穂波郡	庄内町	3	26		26	田川郡	香春町	5	40		40	
	穂波町	7	51		51		添田町	10	78		78	
	願田町	4	27		27		金田町	1	9		9	
	願田小計(1)	44	331	7	324		糸田町	3	20		20	
朝倉郡	杷木町	4	35		35	京都郡	川崎町	11	77		77	
	朝倉町	4	32	1	31		赤池町	3	24		24	
	三輪町	3	25		25		方城町	2	16		16	
	夜須小計(3)	4	35	4	31		大任村	4	26		26	
糸島郡	石原村	2	16		16	築上郡	赤小計(9)	41	307		307	
	宝山村	3	21		21		荻田町	6	47		47	
	宝山小計(6)	20	164	5	159		犀川町	7	56		56	
	前原町	12	94	4	90		勝山町	3	26		26	
浮羽郡	二丈村	7	53	2	51	三井郡	豊津町	3	23		23	
	志摩村	8	59		59		小計(4)	19	152		152	
	志摩小計(3)	27	206	6	200		稚田町	6	48		48	
	吉井町	5	38		38		吉富町	2	14		14	
三井郡	田丸町	7	57		57	三井郡	筑城町	5	43		43	
	浮羽町	7	56	1	55		新吉富村	2	17		17	
	浮羽小計(3)	19	151	1	150		大平村	6	44		44	
	北野町	4	30		30		小計(5)	21	166		166	
三井郡	小郡町	5	43		43	三井郡	郡計(88)	418	3,224	57	3,167	
	大刀洗町	4	31		31		三井郡	県計	882	6,719	69	6,650
	善導寺町	2	16		16							
	善導寺小計(4)	15	120		120							
城島町	5	32		32								
三井郡	筑邦町	4	31		31							
	大木町	3	24		24							
	三井町	3	24		24							
	三井小計(4)	15	111		111							